

島根地方最低賃金審議会 第448回会議 議事要旨

開催日時	令和8年8月14日（金） 12時30分～12時55分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金について 採決		
議 事 要 旨			
1 会長が、本日の会議の採決については非公開とし、議事要旨を公開することを説明した。			
2 賃金室長により、島根県最低賃金専門部会の審議状況の概略について説明が行われた。			
3 会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額59円とし、1時間1,092円、効力発生日は令和8年10月10日とする。」として、挙手による採決を行った。			
4 採決の結果、（会長を除き）賛成6名、反対5名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。			
5 島根県最低賃金の改正決定に関する付帯決議事項案を含めた答申文案が審議され、決議された。			
6 会長から局長へ答申文が手交された。			
7 賃金室長が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。			
8 会長が、これまでの審議を総括し、審議にあたって真摯な議論が行えたことへの謝意を示した。 また、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたい旨を表明し、閉会となった。			